

# 2019 年度 まちエコ・フリマ

## 《まちエコ・フリマ出店要綱》

### 【まちエコ・フリマの主旨】

町田市のご家庭で不用となった物品等を有効に活用することによって、ごみの発生抑制及びリユース推進を図り、もって循環型社会の形成に寄与することを目的にしています。

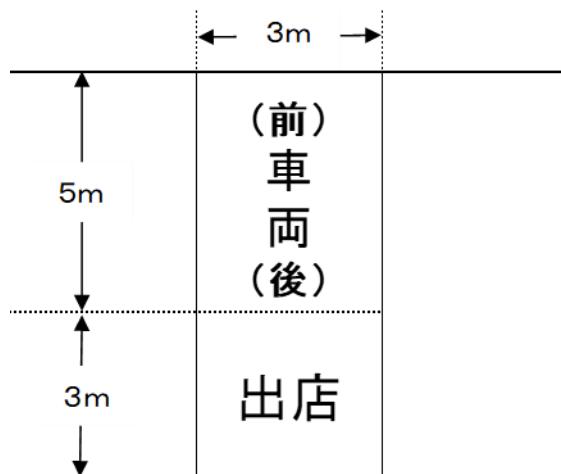
(ご家庭で不用になったものの再利用の場です。)

●出店資格 町田市内在住・在勤・在学の方。  
(業者の方はお断りします。)

●出店料 2,000 円

●出店区画 個々の出店場所(区画)は申込時に選んでもらいます。

・出店スペースは 3.0m×3.0m。  
(別に車両駐車スペース 3.0m×5.0m)



# まちエコ・フリマ 出店規約

## (1)出店について

- ▼出店区画は、まちだエコライフ推進公社まちエコ・フリマ事務局（以下、事務局）に出店料を支払いに来て頂いた時に決めます。
- ▼会場・運営の都合上、やむを得ず出店位置・レイアウトを変更する場合があります。
- ▼指定時間以外の乗り入れ、途中退場は出来ません。
- ▼お車は必ず出店場所へ止めて下さい。来場者様用の駐車場へ止めての出店は出来ません。
- ▼搬入時間に遅れた場合、出店出来ない場合があります。
- ▼高額と思われる物品や保証の無い家電品・精密機器などには、十分な説明を行い後日の連絡先や領収書を発行して下さい。
- ▼会場での物品・金銭のやり取り、事故などの対応は当事者間の責任に於いて行って下さい。また盗難や万引きなどの弁済責任を当事務局は負いませんので、物品・金銭の管理は出店者の責任に於いて行って下さい。
- ▼当事務局の指示に従わない場合や本規約を守って頂けない場合、また他に迷惑をかける行為などを行った場合や規約違反等での退場の際は出店料の払い戻しは致しません。また今後の出店をお断りすることがあります。
- ▼自身の出店場所及びその周辺は必ず清掃を行い、ゴミは自宅で処分して下さい。放置や帰宅途中での投棄は厳禁です。◎環境美化にご協力お願い致します。

## (2)禁止事項

- ▼社会通念上不適当と思われるもの、及び法律・関係諸条例に抵触する物品の持ち込み、販売、及び行為。
- ▼偽ブランドや海賊版・コピー商品などの違法商品、偽品、危険物、生き物、飲食品全般（当事務局が認めた場合を除く）、医薬品、嗜好品の場内への持ち込み、及び販売。
- ▼チラシ配布・アンケート回収・企業広告的な内容などの出店。（当事務局が認めた場合を除く）
- ▼当事務局が不適切と判断したものの販売、行為。
- ▼開催時間前の物品・金銭のやり取り。また開催中の場内で他の出店者から購入した物を自分の出店場所で販売すること。

## (3)雨天などによる中止

- ▼気象状況、会場の都合により開催が中止となる場合があります。開催・中止の判断は諸処のデータに基づき、開催当日会場にて当事務局が行います。また開催決定後も気象状況の急変によりやむを得ず開催を中止する場合があります。不明な天候の場合は出来るだけご来場下さい。
- ▼中止決定後に天候が回復した場合でも、開催はありません。また開催途中での中止の場合も同じです。
- ▼当日の天候や運営の都合により開催時間が変動する場合があります。また、必要に応じて

待機頂く場合があります。

▼開催が中止の場合の振替日はありません。年度内に次回開催があり、出店区画が空いている場合、次回開催へ出店が出来ます。（次年度への出店は出来ません。）

#### (4)返金について

▼荒天などによりフリマ開始前に開催が中止になった場合、出店料は返金いたします。

受付を行った場所へ、領収書をお持ちになりお越し下さい。

▼フリマ開始後は如何なる場合でも返金出来ません。

### ●出店への同意

上記内容を理解し、同意書にサインをお願いします。

☆環☆境☆美☆化☆

まちエコ・フリマの主旨をご理解頂き、フリマ終了後（2：00～2：15）に参加者全員にて会場内のゴミ拾いを行います。

ご協力いただきますよう、お願いします。

※開催当日の問合せ

7時以降、下記問合せ先へご連絡下さい。

＜お問合せ＞

【連絡先】 一般財団法人 まちだエコライフ推進公社

〒194-0036

町田市木曽東 2-1-1 境川クリーンセンター2F

☎ (042) 797-9617 ☎ (042) 860-7145

FAX (042) 797-9881